



印西市

回 覧

安全運転支援装置 設置促進補助金制度



昨今、全国的に高齢運転者の運転操作の誤りによる重大な交通事故が発生しています。そこで印西市では、自動車の運転を必要としている高齢運転者を対象として、既販車に対して**後付け**で設置するペダル踏み間違い等による急発進等抑制装置(以下「安全運転支援装置」と表記。)の設置を促進し、高齢運転者の事故防止及び事故時の被害軽減を目的として補助します。

受付期間

令和4年4月1日から **※予算がなくなり次第受付終了**

補助対象者 ※①～⑦全て該当している方

- ① 申請年度末時点で**75歳以上**の方
- ② 市内に住所を有している(住民登録している)方
- ③ 有効期限内の運転免許証を所有している方
- ④ 市税を滞納していない方
- ⑤ 暴力団員でない方
- ⑥ 令和4年4月1日以降に安全運転支援装置を購入及び設置し、安全運転支援装置に対する補助金を初めて申請する方 **※お一人様1台まで**
- ⑦ 転売や営利を目的とせず、自ら使用することを目的として、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに安全運転支援装置の購入及び設置をした方



補助対象自動車 ①～②全てを満たしている自動車

既販車に対して後付けで設置するペダル踏み間違い等による急発進等抑制装置の機能を有し、国土交通省の性能認定を受けた装置で、**購入・設置に際して店舗等で支払った額(消費税除く。)の2分の1の額(100円未満の端数切り捨て。)**ただし、**限度額は次のとおり。**

障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置	2万円上限
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	1万円上限

※補助金を受けた安全運転装置は、設置日から1年以上使用してください。

- ① 車検証の「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されていること
- ② 車検証の「使用者の氏名又は名称」の欄に申請者本人の氏名が記載されていること

補助申請及び請求方法等

下記の書類を市役所市民活動推進課の窓口または郵送で提出してください。



① 申請書類

- (1) 補助金交付申請書(同意書(市税を滞納していないことについての確認)も記入)
- (2) 購入及び取付費用の明細が記載された書類(納品請求書や作業明細書、作業指示書等)及び領収証の写し
- (3) 自動車検査証の写し(使用者欄は、申請者本人の氏名、自家用・事業用の欄は、自家用と記載されていること)
- (4) 自動車運転免許証の写し

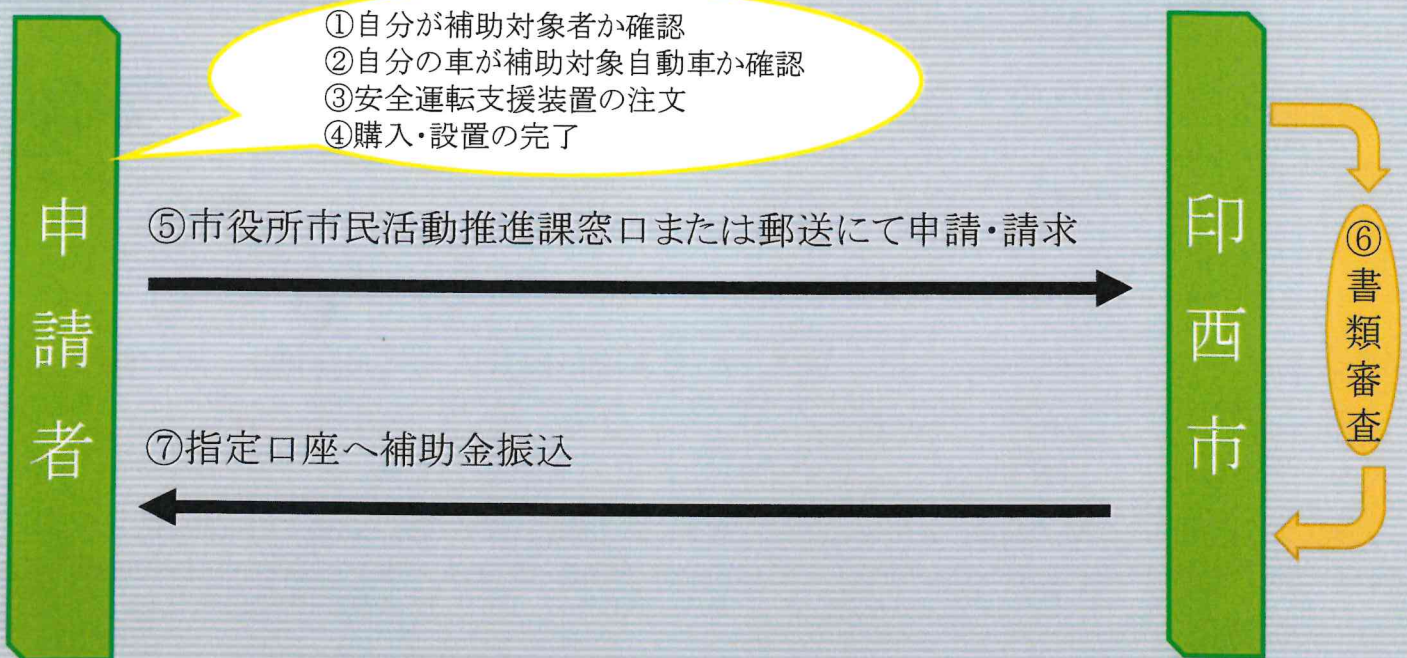


② 請求書類

- (1) 補助金交付請求書
- (2) 預金通帳、キャッシュカードの写し、WEB通帳の印刷物(申請者本人名義のもの)

※いずれかひとつ

補助金交付までの流れ



※申請書類につきましては、市民活動推進課、各支所、出張所等窓口にて配布しています。また、ホームページからもダウンロードすることができます。

補助金が適用されてから、1年間は使用してください。病気やけが等により、やむを得ない場合につきましては、無理に運転することのないようにお願いします。急発進抑制装置を過信せず、常に安全運転の心がけをお願いします。補助金適用後の事故に関しましては、市では一切の責任を負いません。



※運転に不安を感じた場合は、運転免許証の自主返納をご検討ください。

免許の返納につきましては、印西警察署又は、免許センターまでお問い合わせください。